

(別紙1)

食料品等の物資の輸送について

1 地震の被災地における食料が確保されるためには、応急食料支援が円滑に行われるのみならず、食料品等の店舗の営業が継続されることが極めて重要です。

2 このため、食料品・生活用品を輸送する車両に対して緊急通行車両確認標章が交付されることとなりました。

3 外食業界としても、標章の活用により、支援物資の運搬と地域店舗の営業の確保により、被災地域の早期復旧に努めてまいりたいと思います。

会員各社のご協力をお願いいたします。

〈被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について〉(警察庁情報)

1 概要

災害応急対策(緊急輸送等)を的確かつ円滑に実施するため、食料品・生活用品を輸送する車両に対し緊急通行車両確認標章を交付する。

2 緊急通行車両確認標章の交付

(1) 対象車両

以下の要件をすべて満たす貨物自動車

- 広く販売・配布される食料品・生活用品(燃料を含む。)を輸送するもの(現に積載しているものに限る。)
- 企業が使用するもの
- 目的地が宮城県以北(宮城県を含む。)のもの

(2) 緊急通行車両確認標章の交付場所

警察署を原則とする。

(3) 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

3 標章の交付

・緊急通行車両確認標章は、出発地の警察署等で交付を受けてください。

4 問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。

(参考)警察庁ホームページのうち地震関係

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/index.htm>